

## 【契約約款改正概要(工事)】(令和2年4月～)

### (経緯等)

民法及び建設業法の改正に伴う公共工事標準請負契約約款の改正について中央建設業審議会からの勧告を受け、工事請負契約約款の改正を行う。

なお、本改正については、4月から施行することとする。

### ○主な改正内容

#### (1) 契約保証について(第4条) **民法改正**

工事に付す契約保証については、受注者の破産管財人、管財人及び再生債務者等により契約が解除された場合においても保証されるものでなければならない旨規定した。

#### (2) 譲渡制限特約について(第5条) **民法改正**

受注者の債権等の譲渡を制限する規定(原則禁止)は維持。そのうえで、受注者が施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、原則、債権譲渡を承諾しなければならない規定を追加した。

また、受注者は、債権を譲渡して得た資金を、当該工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明しなければならない規定を追加した。

#### (3) 著しく短い工期の禁止について(第21条、第23条) **建設業法改正**

契約変更を行う場合において、工事従事者の労働条件等が適正となる工事日数を確保しなければならない旨規定した。

また、工期を延長すべき場合において、発注者が通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求できる規定を削除した。

#### (4) 契約不適合責任(第45条) **民法改正**

「瑕疵」の文言を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(契約不適合)」に改めた。

また、瑕疵(契約不適合)があった場合に、発注者の権利として「修補請求」、「損害賠償請求」又は「修補と併せた損害賠償請求」を可能としていたが、改正後は、「履行の追完請求」を可能とし、催告しても履行の追完がない場合又は追完不能である場合などに、「代金の減額請求」を可能とした。

#### (5) 発注者の契約解除権について(第47条、第48条、第49条) **民法改正**

発注者の解除権について、「催告による解除」と「催告によらない解除」に分けて規定した。

催告解除については、発注者が受注者に対し、相当の期間を定めて履行の催告をし、期間内に履行がない場合に解除できるが、内容が軽微であるときは、解除することはできない。

無催告解除については、解除事由に該当すれば、直ちに解除できる旨規定した。

また、いずれの契約の解除についても、発注者に帰責事由がある場合は解除できない旨規定したほか、解除にあたり受注者の帰責事由を不要とした。

### 【催告解除該当事由】

改正 47 条	解除事由	旧約款対応
第1号	債権譲渡により得た資金の使途疎明違反	新設
第2号	正当な理由なき工事未着手	第 47 条第1号
第3号	工期徒過又は工期内完成不能	第 47 条第2号
第4号	監理技術者(主任技術者)未設置	第 47 条第3号
第5号	目的物の契約不適合時における履行追完の未実施	新設
第6号	その他契約違反	第 47 条第4号

### 【無催告解除該当事由】

改正 48 条	解除事由	旧約款対応
第1号	承諾なき債権譲渡	新設
第2号	譲渡により得た資金の工事外使用	新設
第3号	工事完成不能	新設
第4号	目的物の契約不適合の追完不能	新設
第5号	受注者の債務履行の拒絶	新設
第6号	債務の一部履行不能又は拒絶による工事完成不能	新設
第7号	履行遅滞に起因する目的達成不能	新設
第8号	債務及び催告の不履行	新設
第9号	暴力団及び暴力団関係者への債権譲渡	新設
第10号	受注者からの規定によらない解除の申出	新設
第11号	暴力団等との一定の関係認定	第 47 条第5号
第12号	談合その他不正行為	第 47 条の 2

### (6) 受注者の契約解除権について(第 51 条、第 52 条、53 条) **民法改正**

受注者の解除権についても、「催告による解除」と「催告によらない解除」に分けて規定した。催告解除については、発注者に契約違反があれば、受注者は、相当の期間を定めて履行を催告し、期間内に履行がなければ解除できるが、内容が軽微であれば解除できない。無催告解除については、①請負代金額の3分の2以上の減額、②全体工期の過半が中止となった場合のいずれかに該当したときは、直ちに契約解除できる旨規定した。なお、いずれの契約の解除についても、受注者に帰責事由がある場合は解除できない旨規定した。

### (7) 解除に伴う措置について(第 54 条) **民法改正**

これまで規定していた解除に伴う措置について、工事の完成前に解除された場合に改め、工事の完成後の解除については、民法の規定により受発注者が協議して決める旨追加した。

### (8) 発注者の損害賠償請求権について(第 55 条) **民法改正**

発注者が受注者に対し、損害賠償請求できる事由を①工期内完成不能、②工事目的物の契約不適合、③工事完成後の発注者の解除権による契約解除、④債務不履行又は履行不能とした。

また、工事完成前の発注者の解除権による契約解除又は受注者の債務の履行拒否若しくは履行不能があった場合は、損害賠償に代えて違約金の支払いを義務付ける旨規定した。  
なお、損害賠償及び違約金の規定については、受注者に帰責事由がない場合は適用しないこととした。

#### (9) 受注者の損害賠償請求権について(第 56 条) **民法改正**

受注者が発注者に対し、損害賠償請求できる事由については、①受注者の解除権による契約解除、②債務不履行又は履行不能とした。

なお、損害賠償請求権については、受注者に帰責事由がない場合は適用しないこととした。

#### (10) 契約不適合責任の担保期間について(第 57 条) **民法改正**

契約不適合責任期間について、目的物の性質にかかわらず、引渡しを受けた日から、原則 2 年以内とした。

設備機器本体等の契約不適合については、上記にかかわらず、検査後、直ちに履行の追完請求をしなければ受注者は責任を負わないこととし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては、原則 1 年が経過するまでは請求等(履行の追完請求、損害賠償請求、代金減額請求又は契約解除)をすることができることとした。

なお、請求等については、発注者が根拠等を示し、受注者に対し責任を問う意思を明確に告げることで行い、上記期間内に契約不適合を通知すれば、通知の日から 1 年が経過するまでに請求等を行えば、契約不適合期間内の請求等とみなすこととした。

また、民法の消滅時効の範囲内で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる旨明示したほか、受注者の故意又は重過失による契約不適合については、これらの期間を適用せず、民法の規定によることとした。

その他、民法第 637 条第 1 項の規定(不適合の事実を知った時から 1 年以内に通知しなければ請求等行うことができない)は、契約不適合責任期間については適用しない旨規定した。

#### (11) 請負代金内訳書について(第 3 条) **その他**

入札制度検討委員会の決定に則り、請負代金内訳書について、必要に応じて提出するものとする旨規定した。